

大阪市生野区役所地域まちづくり課 臨時的任用職員 募集要項

1 採用予定者数

1 名

2 業務内容

地域振興に関する業務、市民公益活動の推進に関する業務

地域まちづくり課の庶務に関する業務（物品の調達事務、支払事務など）

その他、関連業務として、電話対応業務、窓口対応業務、パソコン入力業務など

3 任用期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※任用期間の延長はありません。

4 応募資格

- (1) 一般的な事務作業（Microsoft Word・Excel・PowerPoint 等を活用したパソコン操作、文書作成、データ入力等）ができること
- (2) 基本的な電話や窓口での対応ができること
- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと

《地方公務員法 第16条 抜粋》

（欠格条項）

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、国籍、学歴は問いません。

5 勤務条件等

(1) 勤務日

土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く月曜日から金曜日まで

※区主催行事の開催により、休日勤務となることがあります。（振替休日対応）

(2) 勤務時間

午前9時から午後5時30分（7時間45分勤務、休憩時間45分）

※区主催行事の開催により、勤務時間を変更することがあります。

(3) 時間外勤務

必要に応じて従事いただきます。

(4) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

(5) 勤務場所

大阪市生野区勝山南 3-1-19 生野区役所 4 階
大阪市生野区役所地域まちづくり課

(6) 給与

月額 227,824 円（地域手当を含む）

※職歴等がある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

※上記の他に、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務
手当等）は本市職員基準により支給します。

※上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時及び採用後に変更され
ることがあります。

※勤務実績に基づき、原則当月 17 日に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場
合はこの限りではありません。

(7) 年次有給休暇

10 日

その他特別休暇（忌引休暇、子の看護休暇等）があります。（別途取得要件あり）

(8) 服務

地方公務員法の規定が適用され、次に掲げる場合等に懲戒処分の対象となります。

ア 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

6 申込方法

次の書類を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留で申
し込みください。

受付期間：令和 8 年 9 月 4 日（金曜日）から令和 8 年 9 月 16 日（水曜日）まで

(1) 申し込み方法と提出期限

ア 持参の場合：令和 8 年 9 月 16 日（水曜日）午後 5 時 30 分まで

※土曜日、日曜日は受付しません。

イ 郵送の場合：令和 8 年 9 月 16 日（水曜日）必着

※簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

また、郵送料金不足の場合は受付しません。

(2) 提出先

〒544-8501

大阪市生野区勝山南 3-1-19（大阪市生野区役所 4 階 44 番窓口）

大阪市生野区役所地域まちづくり課

※「（地域まちづくり課）臨時的任用職員採用申込書在中」と朱書きした封筒に、下記(3)

ア～ウの書類を入れてご提出ください。

(3) 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書（別紙１）…………… １通

※過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は当区所定の様式に限ります。

※日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。

イ 任用に関する申し立て書（別紙２）…………… １通

ウ 事前提出課題レポート用紙（別紙３）…………… １通

次の課題についてレポートを作成のうえ、提出してください。

【課題】

「市民活動団体への支援にあたり、行政と団体の望ましい関係性と、補助金以外で行政が行うべき支援策を３つ示しなさい。」

ア～ウは所定の様式に限ります。大阪市ホームページからダウンロードしていただくか、大阪市生野区役所地域まちづくり課４階４４番窓口でも配付します。

大阪市ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000686028.html>

7 受験案内

申込受付終了後、令和８年９月１７日（木曜日）午前１０時から午後３時の間に、電話により通知します。

なお、令和８年９月１７日（木曜日）午後３時３０分を経過しても電話連絡が無い場合は、大阪市生野区役所地域まちづくり課（担当：川浪・長嶋 ０６-６７１５-９７３４）までご連絡ください。

8 試験日時及び選考会場

日時：令和８年９月１８日（金曜日）午後１時３０分集合

場所：大阪市生野区役所 ５階５０２会議室

※応募状況により、会場や開始時間を変更する場合があります。詳細な会場等は、「7 受験案内」の際に電話により通知します。

9 選考方法

口述（面接）試験

10 試験結果発表

合格者は、口述試験の結果により決定します。

試験結果については、令和８年９月２４日（木曜日）に、大阪市ホームページの本件掲載ページに、合格者の受験番号を掲載します。また、可否に関わらず受験者本人宛に文書で通知します。

（令和８年９月２４日（木曜日）発送予定）

なお、お電話でのお問い合わせには応じられません。

11 その他

- (1) 本採用試験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。また、提出された書類については、返却いたしません。
- (2) 提出書類に不備がある場合は、返送することがあります。なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (3) 試験当日、集合時刻から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。
- (4) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者を決定しない場合があります。
- (5) 受験資格の欠格及び、申し込みの内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (6) 年度途中で欠員が生じた場合は、本件採用試験の成績上位者から順に採用候補者として調整し、地方公務員法第 16 条各号に該当しないことを確認の上、次順位の方へ採用の連絡をする場合があります。なお、本件採用候補者名簿の有効期限は令和 9 年 3 月 31 日とします。

12 問合せ先

大阪市生野区役所地域まちづくり課
大阪市生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号
担当：川浪・長嶋
電話：06-6715-9734

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- 勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- 入れ墨の施術を受けないこと